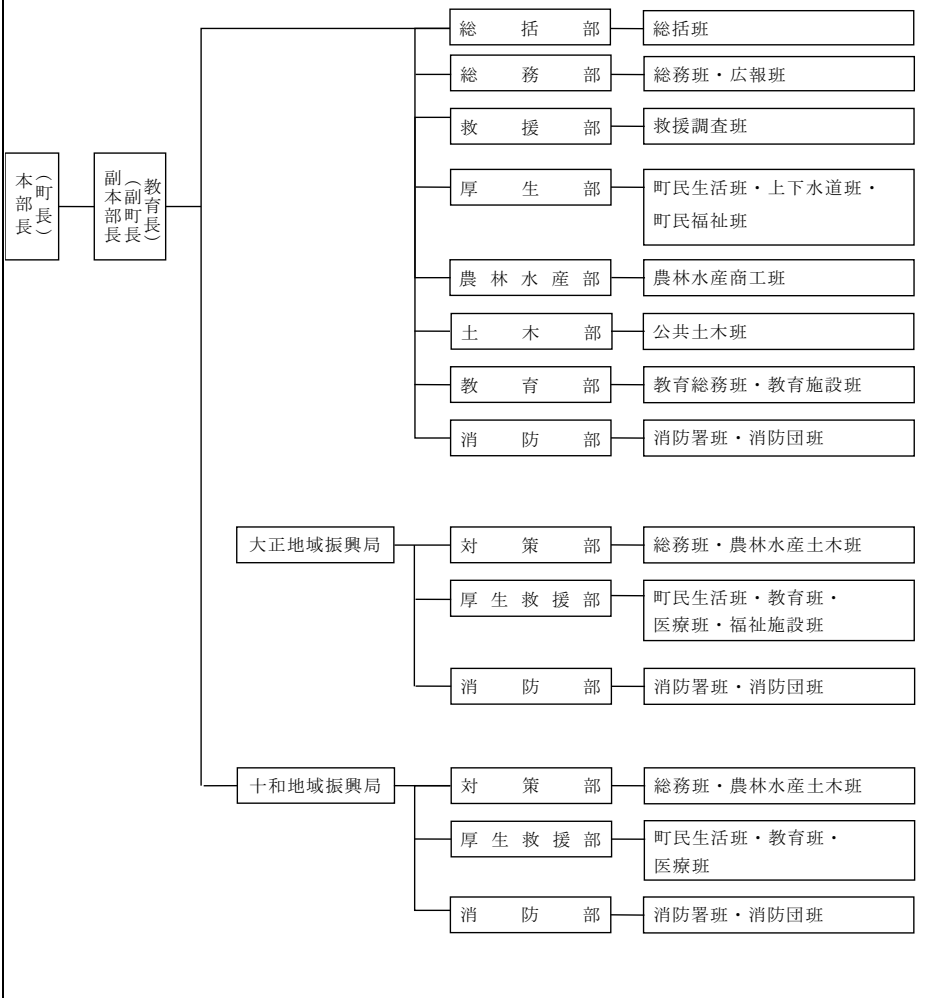
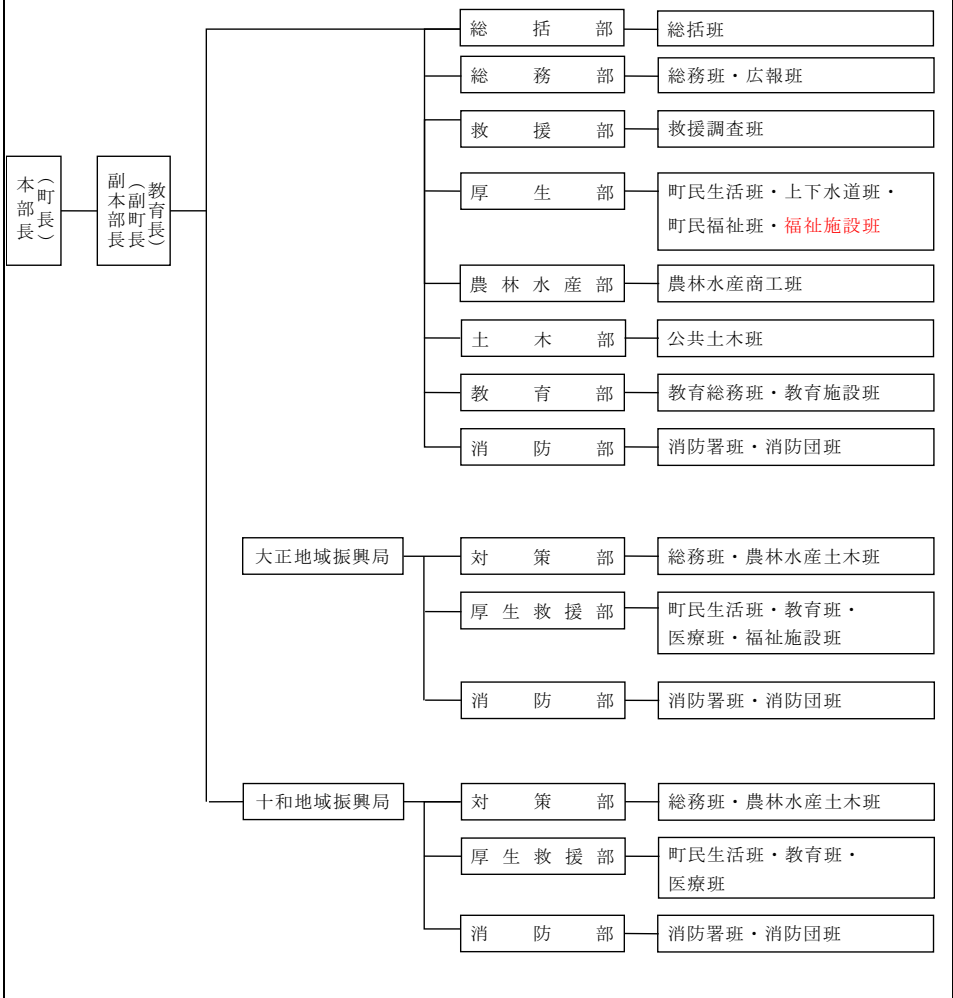


四万十町地域防災計画【一般対策編】 抜粋

項	修正前	修正後														
5	3 重点を置くべき事項 (1) ～ (4) 省略 (5) 新設	3 重点を置くべき事項 (1) ～ (4) 省略 (5) 災害復旧や災害からの復興に必要な準備 大規模災害が発生した場合に備え、災害復旧や災害からの復興に必要な準備を進める。														
6	6 用語の定義 (1) ～ (6) 省略 (7) (7) ライフライン…電力、通信、上下水道、交通（道路）及びL Pガスの事業をいう。 (8) ～ (10) 省略	6 用語の定義 (1) ～ (6) 省略 (7) ライフライン…電気、通信及び放送、上下水道、交通（道路）及びL Pガスの事業をいう。 (8) ～ (10) 省略														
8	3 指定地方行政機関 <table><tr><th>機 関 名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td>中国四国管区警察局四国警察支局</td><td> 1 管区内各県警察の災害警察活動に係る相互援助の指導及び調整に関すること。 2 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。 3 管区内各県警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡に関すること。 4 警察通信の確保及び統制に関すること。 5 管区内各県警察への気象警報等の伝達に関すること。 </td></tr><tr><td>四国財務局高知財務事務所</td><td> 1 公共土木施設災害復旧事業費査定立会に関すること。 2 農林水産業施設に関する災害復旧事業費査定立会に関すること。 3 災害時における金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で次の事項の実施の要請に関すること。 (1) 災害関係の融資 (2) 預貯金の払戻及び中途解約 </td></tr></table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	中国四国管区警察局四国警察支局	1 管区内各県警察の災害警察活動に係る相互援助の指導及び調整に関すること。 2 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。 3 管区内各県警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡に関すること。 4 警察通信の確保及び統制に関すること。 5 管区内各県警察への気象警報等の伝達に関すること。	四国財務局高知財務事務所	1 公共土木施設災害復旧事業費査定立会に関すること。 2 農林水産業施設に関する災害復旧事業費査定立会に関すること。 3 災害時における金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で次の事項の実施の要請に関すること。 (1) 災害関係の融資 (2) 預貯金の払戻及び中途解約	3 指定地方行政機関 <table><tr><th>機 関 名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td>中国四国管区警察局四国警察支局</td><td> 1 管区内各県警察の災害警察活動に係る相互援助の指導及び調整に関すること。 2 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。 3 管区内各県警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡に関すること。 4 警察通信の確保及び統制に関すること。 5 管区内各県警察への気象警報等の伝達に関すること。 </td></tr><tr><td>四国行政評価支局高知行政監視行政相談センター</td><td> 1 被災者への生活支援情報の提供に関すること。 2 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること。 3 特別行政相談所の開設に関すること。 </td></tr><tr><td>四国財務局高知財務事務所</td><td> 1 公共土木施設災害復旧事業費査定立会に関すること。 2 農林水産業施設に関する災害復旧事業費査定立会に関すること。 </td></tr></table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	中国四国管区警察局四国警察支局	1 管区内各県警察の災害警察活動に係る相互援助の指導及び調整に関すること。 2 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。 3 管区内各県警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡に関すること。 4 警察通信の確保及び統制に関すること。 5 管区内各県警察への気象警報等の伝達に関すること。	四国行政評価支局高知行政監視行政相談センター	1 被災者への生活支援情報の提供に関すること。 2 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること。 3 特別行政相談所の開設に関すること。	四国財務局高知財務事務所	1 公共土木施設災害復旧事業費査定立会に関すること。 2 農林水産業施設に関する災害復旧事業費査定立会に関すること。
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱															
中国四国管区警察局四国警察支局	1 管区内各県警察の災害警察活動に係る相互援助の指導及び調整に関すること。 2 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。 3 管区内各県警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡に関すること。 4 警察通信の確保及び統制に関すること。 5 管区内各県警察への気象警報等の伝達に関すること。															
四国財務局高知財務事務所	1 公共土木施設災害復旧事業費査定立会に関すること。 2 農林水産業施設に関する災害復旧事業費査定立会に関すること。 3 災害時における金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で次の事項の実施の要請に関すること。 (1) 災害関係の融資 (2) 預貯金の払戻及び中途解約															
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱															
中国四国管区警察局四国警察支局	1 管区内各県警察の災害警察活動に係る相互援助の指導及び調整に関すること。 2 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。 3 管区内各県警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡に関すること。 4 警察通信の確保及び統制に関すること。 5 管区内各県警察への気象警報等の伝達に関すること。															
四国行政評価支局高知行政監視行政相談センター	1 被災者への生活支援情報の提供に関すること。 2 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること。 3 特別行政相談所の開設に関すること。															
四国財務局高知財務事務所	1 公共土木施設災害復旧事業費査定立会に関すること。 2 農林水産業施設に関する災害復旧事業費査定立会に関すること。															

		(3) 手形交換、休日営業等の配慮 (4) 保険金の支払の迅速化及び保険料の払込猶予 4 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付けに関すること。 5 地方公共団体に対する短期資金の貸付けに関すること。 6 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付けに関すること。		3 災害時における金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で次の事項の実施の要請に関すること。 (1) 災害関係の融資 (2) 預貯金の払戻及び中途解約 (3) 手形交換、休日営業等の配慮 (4) 保険金の支払の迅速化及び保険料の払込猶予 4 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付けに関すること。 5 地方公共団体に対する短期資金の貸付けに関すること。 6 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付けに関すること。							
10	5 指定公共機関 <table><tr><td>機 関 名</td><td>処理すべき事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>西日本電信 電話株式会 社 高知支店</td><td>1 電気通信設備の保全及びその災害復旧に関すること。 2 災害非常通話の調整及び気象警報等の伝達に関すること。</td></tr></table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	西日本電信 電話株式会 社 高知支店	1 電気通信設備の保全及びその災害復旧に関すること。 2 災害非常通話の調整及び気象警報等の伝達に関すること。		5 指定公共機関 <table><tr><td>機 関 名</td><td>処理すべき事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>N T T 西 日 本 (株)</td><td>1 電気通信設備の保全及びその災害復旧に関すること。 2 災害非常通話の確保及び気象警報等の伝達に関すること。</td></tr></table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	N T T 西 日 本 (株)	1 電気通信設備の保全及びその災害復旧に関すること。 2 災害非常通話の確保及び気象警報等の伝達に関すること。
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱										
西日本電信 電話株式会 社 高知支店	1 電気通信設備の保全及びその災害復旧に関すること。 2 災害非常通話の調整及び気象警報等の伝達に関すること。										
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱										
N T T 西 日 本 (株)	1 電気通信設備の保全及びその災害復旧に関すること。 2 災害非常通話の確保及び気象警報等の伝達に関すること。										
14	6 住民 自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には要配慮者とともに迅速な避難をするよう行動する。被害が発生した場合は、初期消火、負傷者への援助、避難所への協力など、防災関係機関が行う防災活動への協力に努めるものとする。また、3～7日分相当の食料、飲料水、生活必需品の備蓄に努める。		6 住民 自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平時から災害に対する備えを心掛けるとともに、災害発生時には要配慮者とともに迅速な避難をするよう行動する。被害が発生した場合は、初期消火、負傷者への援助、避難所への協力など、防災関係機関が行う防災活動への協力に努めるものとする。また、3～7日分相当の食料、飲料水、生活必需品の備蓄に努める。								

24	別表第 1 四万十町災害対策（水防）本部の組織 	別表第 1 四万十町災害対策（水防）本部の組織 
33	3 ライフライン施設等の機能確保 電気、ガス、上下水道、電話等の各ライフライン事業者は、洪水や地震に対する機能の確保に努めるとともに、災害発生時には、早期復旧できる体制を構築する。	3 ライフライン施設等の機能確保 電気、ガス、上下水道、電話等の各ライフライン事業者は、洪水や地震に対する機能の確保に努めるとともに、災害発生時には、早期復旧できる体制を構築する。

33	また、災害応急対策にかかる機関は、保有する施設、設備について自家発電施設等の整備を図り、停電時でも発災後 72 時間の事業継続が可能となるよう努める。 その際、十分な期間の発電が可能となるような燃料（軽油、ガソリン、L P ガスなど）の備蓄に努める。 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。 県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。 県は、国〔経済産業省〕、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。 県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力に努める。	また、災害応急対策にかかる機関は、保有する施設、設備について自家発電施設等の整備を図り、停電時でも発災後 72 時間の事業継続が可能となるよう努める。 その際、十分な期間の発電が可能となるような燃料（軽油、ガソリン、L P ガスなど）の備蓄に努める。 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。 県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。 県は、国〔経済産業省〕、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。 県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力に努める。 町は、住民や企業が所有する井戸を災害用井戸として活用するための登録制度や指定避難所への浄水器等の整備により、代替水源の確保に努める。
----	--	--

35	1 水害予防計画 (1) ～ (3) 省略 (4) 海岸保全対策 海岸の保全は、後背地の人家、道路、埋め立て地等を保護するため重要なものである。したがって、高潮、波浪及び海水による浸食等による被害を防止するため、県及び町は、次の事業を実施し、町域の保全を図る。 ア 台風による災害を防止するため、過去の台風等から想定される異常潮位と 30～50 年確立波浪を対象として、堤防、護岸、離岸堤、消波工等の施設の整備を推進する。 イ 浸食の激しい海岸においては、越波防止のため堤防の嵩上げ、消波工等の設置のほか、離岸堤、突堤工及び養浜工等により前浜の保全に努める。 ウ 津波防災対策として、既往最大規模の津波を想定して、「津波からの避難」というソフト施策を補完するための海岸保全施設の整備を図る。 エ 海岸保全区域の維持管理体制を充実するとともに、海岸の環境整備を進め、親しみのある海岸空間を創設する。 オ 陸開等は、常時閉鎖して利用することを促進する。 カ 海岸危険区域で注意が必要な区域は、資料編に掲載のとおりである。 (5) ～ (6) 省略	1 水害予防計画 (1) ～ (3) 省略 (4) 海岸保全対策 海岸の保全は、後背地の人家、道路、埋め立て地等を保護するため重要なものである。したがって、高潮、波浪及び海水による浸食等による被害を防止するため、県及び町は、次の事業を実施し、町域の保全を図る。 ア 台風による災害を防止するため、過去の台風等から想定される異常潮位と 30～50 年確立波浪を対象として、堤防、護岸、離岸堤、消波工等の施設の整備を推進する。また、官民全ての関係者が気候変動に取り組む「協同防護」により、護岸の嵩上げやコンテナの固縛等のハード・ソフト一体での高潮対策を推進するとともに、防波堤等の対波性能の調査や既存施設の補強に努める。 イ 浸食の激しい海岸においては、越波防止のため堤防の嵩上げ、消波工等の設置のほか、離岸堤、突堤工及び養浜工等により前浜の保全に努める。 ウ 津波防災対策として、既往最大規模の津波を想定して、「津波からの避難」というソフト施策を補完するための海岸保全施設の整備を図る。 エ 海岸保全区域の維持管理体制を充実するとともに、海岸の環境整備を進め、親しみのある海岸空間を創設する。 オ 陸開等は、常時閉鎖して利用することを促進する。 カ 海岸危険区域で注意が必要な区域は、資料編に掲載のとおりである。 (5) ～ (6) 省略
----	---	---

43	2 ライフライン等の対策 各施設管理者は、洪水、地震、津波に対する機能維持を図るとともに、応急復旧体制の整備に努める。	2 ライフライン等の対策 各施設管理者は、洪水、地震、津波に対する機能維持を図るとともに、応急復旧体制の整備に努める。
44	(1) ～ (2) 省略 (3) 上水道 ア 管路の多重化等によりバックアップ体制を構築する。 イ 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。 ウ 災害時に必要な応急給水に使用する給水車、給水タンク、その他資機材等の整備を図る。 エ 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図る。 (4) 下水道 ア 特に重要な管路については、バックアップ機能を検討、導入する。(施設の複数化や雨水管渠の活用等) イ 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。 ウ 災害時に必要な応急復旧資機材を備蓄、整備し、輸送体制を確保する。 エ 施設、設備等の管理図書の分散、保管を図る。 (5) ～ (6) 省略	(1) ～ (2) 省略 (3) 上水道 ア 管路の多重化等によりバックアップ体制を構築する。 イ 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。 ウ 災害時に必要な応急給水に使用する給水車、給水タンク、その他資機材等の整備を図る。 エ 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図る。 オ 発災後に迅速に復旧できるよう最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めるなど、上下水道一体となった対応に努める。また、宅内配管についても迅速に復旧できるよう体制の構築に努める。 (4) 下水道 ア 特に重要な管路については、バックアップ機能を検討、導入する。(施設の複数化や雨水管渠の活用等) イ 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。 ウ 災害時に必要な応急復旧資機材を備蓄、整備し、輸送体制を確保する。 エ 施設、設備等の管理図書の分散、保管を図る。 オ 発災後に迅速に復旧できるよう最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めるなど、上下水道一体となった対応に努める。また、宅内配管についても迅速に復旧できるよう体制の構築に努める。 (5) ～ (6) 省略

55	3 訓練計画 訓練の計画樹立に当たっては、国、県、隣接町村その他関係機関と共同又は町単独で実施するが、いずれの場合についても、これらの関係機関と緊密な連携をとるとともに、実施に当たっては災害の想定、実施場所、日時、実施種目、参加機関等の「防災訓練実施要領」を策定して実施するものとする。 この際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 また、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。 各種計画の要旨は、次のとおりである。 (1) ～ (5) 省略 (6) その他防災に関する訓練 非常通信連絡訓練、救急訓練等が広域的に実施される場合は、積極的に参加するものとし、必要な場合は町単独で行うものとする。	3 訓練計画 訓練の計画樹立に当たっては、国、県、隣接町村その他関係機関と共同又は町単独で実施するが、いずれの場合についても、これらの関係機関と緊密な連携をとるとともに、実施に当たっては災害の想定、実施場所、日時、実施種目、参加機関等の「防災訓練実施要領」を策定して実施するものとする。 この際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 また、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。 各種計画の要旨は、次のとおりである。 (1) ～ (5) 省略 (6) その他防災に関する訓練 非常通信連絡訓練、救急訓練等が広域的に実施される場合は、積極的に参加するものとし、必要な場合は町単独で行うものとする。また、各種防災システムの利活用や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。
57	7 連携の強化 (1) 自主防災組織と消防団の連携 町は、自主防災組織と消防団との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化に努める。 (2) 省略	7 連携の強化 (1) 自主防災組織と消防団の連携 町は、自主防災組織と消防団、防災士等の多様な主体との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化に努める。 (2) 省略

67	5 新設	5 災害ごみ及びし尿処理の研修・訓練 定期的に災害ごみ及びし尿処理に関する研修・訓練を行い、必要に応じて各計画の見直しを行うなど、計画の実行性の向上に努める。
71	5 避難体制の整備 町は、地域実状に応じた避難者数を想定し、避難場所や避難路等の選定を行い、安全で段階的な避難行動ができるように必要な整備を行う。 なお、避難場所や避難路等の選定は、地域住民の参画を得て行うものとする。 (1) 一時的な避難 ア ～ イ 省略 ウ 広域避難 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとする。 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の市町村との広域協定締結などにより、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用に供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。 避難路の選定基準 (避難路) ◇基本的に2車線で歩道を有する道路	5 避難体制の整備 町は、地域実状に応じた避難者数を想定し、避難場所や避難路等の選定を行い、安全で段階的な避難行動ができるように必要な整備を行う。 なお、避難場所や避難路等の選定は、地域住民の参画を得て行うものとする。 (1) 一時的な避難 ア ～ イ 省略 ウ 広域避難 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとする。 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の市町村との広域協定締結などにより、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。また、広域避難及び広域一時滞在の受入先の市町村と、被災者に関する情報の共有を確実に行うとともに、受入先の市町村は、受け入れた被災者に対し、必要な支援情報を提供するよう努める。 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用に供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。 避難路の選定基準 (避難路) ◇基本的に2車線で歩道を有する道路

71	(2) 長期的な避難 ア 長期的な避難所 災害対策基本法に基づき、一定期間の避難生活ができる施設を、地域住民の参画を得て避難所としてあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。また、避難生活の環境を良好に保つために、必要に応じた設備の整備に努めるものとする。また、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努める。 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。 また、町の防災部局と福祉部局と連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。 一般の避難所では生活することが困難な障害者や医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として避難所を指定するよう努める。特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努める。 イ ～ エ 省略 (3) ～ (6) 省略	(2) 長期的な避難 ア 長期的な避難所 災害対策基本法に基づき、一定期間の避難生活ができる施設を、地域住民の参画を得て避難所としてあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。また、避難生活の環境を良好に保つために、必要に応じた設備の整備や、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。また、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努める。 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。 また、町の防災部局と福祉部局と連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。 一般の避難所では生活することが困難な障害者や医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として避難所を指定するよう努める。特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努める。 イ ～ エ 省略 (3) ～ (6) 省略
----	--	--

81	4 備蓄・調達・輸送体制の整備 (1) 指定避難所等防災拠点及びその周辺で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、炊き出し用具、毛布、パーティション、テント等避難生活に必要な物資等の備蓄を行う。 (2) 孤立する可能性がある地区を含め2次避難所への備蓄を進める。 (3) 配布計画を作成する。	4 備蓄・調達・輸送体制の整備 (1) 指定避難所等及びその周辺で地域完結型の備蓄施設を確保し、簡易トイレ、食料、飲料水、簡易ベッド、常備薬、マスク、消毒液、体温計、炊き出し用具、毛布、パーティション、テント、乳児用粉ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか避難生活に必要な物資等の備蓄を行うとともに、これらの物資の備蓄状況について、年1回、広く住民に公表するよう努める。 (2) 避難生活に必要な物資については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するよう努める。 (3) 孤立する可能性がある地区を含め2次避難所への備蓄を進める。 (4) 配布計画を作成する。
82	第9節 自発的な支援への環境整備 災害救助活動及び被災者の生活の維持・再建等多くの場面におけるボランティア活動の果たす役割の大きさに鑑み、平常時から地域におけるボランティアの育成を図り、災害発生時にボランティア活動が自主性・自発性を発揮しつつ、円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力体制の確立について定める。また、町社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアセンターの体制を整備する。 1 関係者相互の連携の強化 社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体、日本赤十字社など、災害発生時に連携する必要がある関係者で、定期的に災害発生時の役割分担など応急対策事項に関して協議を行う。	第9節 自発的な支援への環境整備・連携体制の強化 災害救助活動及び被災者の生活の維持・再建等多くの場面におけるボランティア活動の果たす役割の大きさに鑑み、平時から地域におけるボランティアの育成を図り、災害発生時にボランティア活動が自主性・自発性を発揮しつつ、円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力体制の確立について定める。また、町社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアセンターの体制を整備する。 1 関係者相互の連携の強化 社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体、日本赤十字社など、災害発生時に連携する必要がある関係者で、定期的に災害発生時の役割分担など応急対策事項に関して協議を行う。 また、国に登録されている被災者援護協力団体（NPO・ボランティア等）

82	2 自発的な支援を担う人材の育成 ボランティアリーダーやボランティアコーディネーターなど自発的な支援を担う人材の育成を行う。 3 ～ 4 省略 5 災害ボランティア活動に対する住民への普及啓発 防災訓練時などに、地域住民の避難所の確認と併せ、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発を実施する。 また、普及啓発の実施にあたっては、ボランティアとの協働に努める。 6 省略	と平時から連携強化を図り、活動環境の整備に努めるとともに、災害ボランティアの受け入れ・調整を行う体制や被災者ニーズの情報提供方策等について、研修や訓練を通じて検証を行う。 2 自発的な支援を担う人材の育成 ボランティアリーダーやボランティアコーディネーターなど自発的な支援を担う人材や避難生活支援リーダーやサポーターなどの避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。 3 ～ 4 省略 5 災害ボランティア活動に対する住民への広報と普及啓発 広報活動、啓発活動等を通じて、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等について周知することで、事業者や住民の理解を深め、ボランティア休暇の取得やボランティアによる防災活動への参加を促進するよう努める。 6 省略
84	4 新設	4 復興事前準備の実施 町は、災害発生後に速やかに応急対策や復旧・復興に着手できるよう事前準備の取組に努めるものとする。 (1) 事前復興まちづくり計画等の策定 被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画等の復興事前準備に努める。 (2) 被災者支援業務のデジタル化 被災者支援業務の迅速化・効率化を図るため、被災者支援システム等の積極的な導入に努める。

84		(3) 罹災証明書の発行体制の整備 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行えるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害調査の担当者の育成、不動産鑑定士・土地家屋調査士等の士業団体やその他民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。																																																																																								
88	2 活動体制の拡大 町、県及び防災関係機関は、被害の規模が拡大するなど、情勢の変化に応じ、さらに高度な配備へ移行し、活動体制の拡大を行う。	2 活動体制の拡大 町、県及び防災関係機関は、被害の規模が拡大するなど、情勢の変化に応じ、さらに高度な配備へ移行し、活動体制の拡大を行う。 なお、災害対応業務に従事する職員については、計画的に休息を取得させるなど、健康管理等を徹底するよう努めるものとする。																																																																																								
90	(1) 動員計画一覧表 (本庁) 本部長：町長 <table><tr><th colspan="3" rowspan="2">配備体制</th><th colspan="4">災害対策本部設置前 部設置</th><th colspan="2">災害対策本 部設置</th></tr><tr><th>準備体制</th><th colspan="2">警戒体制</th><th colspan="2">非常・緊急非常体制</th></tr><tr><th rowspan="2">部名</th><th rowspan="2">班名</th><th rowspan="2">課名等</th><th rowspan="2">第 1 配 備</th><th colspan="2">第 2 配備</th><th colspan="2">第 3 配備</th><th rowspan="2">第 4 配 備</th></tr><tr><th>初期</th><th>後期</th><th>初期</th><th>後期</th></tr><tr><td>総括部 (事務局)</td><td>総括班</td><td>危機管理課</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="2">全職員</td></tr><tr><td>総務部</td><td>総務班</td><td>総務課 議会事務局 会計管理室 興津出張所</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	配備体制			災害対策本部設置前 部設置				災害対策本 部設置		準備体制	警戒体制		非常・緊急非常体制		部名	班名	課名等	第 1 配 備	第 2 配備		第 3 配備		第 4 配 備	初期	後期	初期	後期	総括部 (事務局)	総括班	危機管理課						全職員	総務部	総務班	総務課 議会事務局 会計管理室 興津出張所						(1) 動員計画一覧表 (本庁) 本部長：町長 <table><tr><th colspan="3" rowspan="2">配備体制</th><th colspan="4">災害対策本部設置前 部設置</th><th colspan="2">災害対策本 部設置</th></tr><tr><th>準備体制</th><th colspan="2">警戒体制</th><th colspan="2">非常・緊急非常体制</th></tr><tr><th rowspan="2">部名</th><th rowspan="2">班名</th><th rowspan="2">課名等</th><th rowspan="2">第 1 配 備</th><th colspan="2">第 2 配備</th><th colspan="2">第 3 配備</th><th rowspan="2">第 4 配 備</th></tr><tr><th>初期</th><th>後期</th><th>初期</th><th>後期</th></tr><tr><td>総括部 (事務局)</td><td>総括班</td><td>危機管理課</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="2">全職員</td></tr><tr><td>総務部</td><td>総務班</td><td>総務課 議会事務局 会計管理室 興津出張所</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	配備体制			災害対策本部設置前 部設置				災害対策本 部設置		準備体制	警戒体制		非常・緊急非常体制		部名	班名	課名等	第 1 配 備	第 2 配備		第 3 配備		第 4 配 備	初期	後期	初期	後期	総括部 (事務局)	総括班	危機管理課						全職員	総務部	総務班	総務課 議会事務局 会計管理室 興津出張所					
配備体制					災害対策本部設置前 部設置				災害対策本 部設置																																																																																	
			準備体制	警戒体制		非常・緊急非常体制																																																																																				
部名	班名	課名等	第 1 配 備	第 2 配備		第 3 配備		第 4 配 備																																																																																		
				初期	後期	初期	後期																																																																																			
総括部 (事務局)	総括班	危機管理課						全職員																																																																																		
総務部	総務班	総務課 議会事務局 会計管理室 興津出張所																																																																																								
配備体制			災害対策本部設置前 部設置				災害対策本 部設置																																																																																			
			準備体制	警戒体制		非常・緊急非常体制																																																																																				
部名	班名	課名等	第 1 配 備	第 2 配備		第 3 配備		第 4 配 備																																																																																		
				初期	後期	初期	後期																																																																																			
総括部 (事務局)	総括班	危機管理課						全職員																																																																																		
総務部	総務班	総務課 議会事務局 会計管理室 興津出張所																																																																																								

			興津町民館						
		広報班	企画課						
	救援部	救援調査班	税務課						
	厚生部	町民生活班 上下水道班 町民福祉班	町民課 環境水道課 健康福祉課 高齢者支援課 特別養護老人ホーム 窪川荘						
	農林水産部	農林水産商工班	農林水産課 にぎわい創出課 農業委員会						
	土木部	公共土木班	建設課						
	教育部	教育総務班 教育施設班	学校教育課 生涯学習課 にぎわい創出課 人材育成センター						
消防部	消防班 消防団班	消防署 消防団(窪川方面隊)	—	—	消防署長 消防団長	消防隊長以上・消防署長の指名する職員	全署員 全団員		

			興津町民館						
		広報班	企画課						
	救援部	救援調査班	税務課						
	厚生部	町民生活班 上下水道班 町民福祉班 福祉施設班	町民課 環境水道課 健康福祉課 高齢者支援課 特別養護老人ホーム 窪川荘						
	農林水産部	農林水産商工班	農林水産課 にぎわい創出課 農業委員会						
	土木部	公共土木班	建設課						
	教育部	教育総務班 教育施設班	学校教育課 生涯学習課 にぎわい創出課 人材育成センター						
消防部	消防班 消防団班	消防署 消防団(窪川方面隊)	—	—	消防署長 消防団長	消防隊長以上・消防署長の指名する職員	全署員 全団員		

						消 防 副 団 長（方 面 隊 長・副 隊長）	分団長・副分団 長・ 部長・班長・消 防団 長の指名する 団員							消 防 副 団 長（方 面 隊 長・副 隊長）	分団長・副分団 長・ 部長・班長・消 防団 長の指名する 団員		
114	6 報告の取扱い (1) ～ (2) 省略 (3)防災関係機関の情報収集・伝達活動 災害発生後、直ちに情報収集活動を行って被害状況を把握し、所管する施設に重大な被害がある場合は、県に報告する								6 報告の取扱い (1) ～ (2) 省略 (3)防災関係機関の情報収集・伝達活動 災害発生後、直ちに情報収集活動を行って被害状況を把握し、所管する施設に重大な被害がある場合は、県に報告する。 また、町は必要に応じて、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体に対し、資料・情報提供等の協力を求めるものとする。								
133	9 避難所の管理運営 (1) 省略 (2) 実施内容 避難所の開設及び運営は、原則として、町が施設管理者等の協力を得て行うこととするが、災害規模、被災状況を勘案し、「避難所開設・運営マニュアル」に基づき適宜開設するとともに、適切な管理運営に努める。 ア 避難所の被害状況を早急に把握する。 イ 避難所を迅速に開設し、周知徹底する。また、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等にて混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。								9 避難所の管理運営 (1) 省略 (2) 実施内容 避難所の開設及び運営は、原則として、町が施設管理者等の協力を得て行うこととするが、災害規模、被災状況を勘案し、「避難所開設・運営マニュアル」に基づき適宜開設するとともに、適切な管理運営に努める。 ア 避難所の被害状況を早急に把握する。 イ 避難所を迅速に開設し、周知徹底する。また、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等にて混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。								

133	ウ 福祉避難所においては、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、受入れ対象者を特定して公示する。 エ 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。 オ 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を県を通じて国と共有するよう努める。 カ 食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。 キ 避難者の健康管理、プライバシーの保護、要配慮者の特性や男女のニーズの違い等多様な視点に配慮した避難所運営に努める。 ク～テ 省略	ウ 福祉避難所においては、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、受入れ対象者を特定して公示する。 エ 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。 オ 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 ID を、県を通じて国と共有するよう努める。 カ 食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。 キ 避難者の健康管理、プライバシーの保護、要配慮者の特性や男女のニーズの違い等多様な視点への配慮や、こども・若者の居場所を確保した避難所の運営に努める。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品・女性下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども、若者のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。 ク～テ 省略
166	3 物資の確保 被害状況及び世帯構成人員に応じて、生活必需品等を給与又は貸与する。 (1) 給付品目 被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 ア 寝具（毛布、布団等） イ 被服（作業衣、婦人服、子供服等） ウ 肌着（シャツ、ズボン下等）	3 物資の確保 被害状況及び世帯構成人員に応じて、生活必需品等を給与又は貸与する。 (1) 給付品目 被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 ア 寝具（毛布、布団等） イ 被服（作業衣、婦人服、こども服等） ウ 肌着（シャツ、ズボン下等）

	エ 身の回り品（タオル、手拭、地下足袋、靴下、サンダル等） オ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等） カ 食器（茶わん、皿、はし等） キ 日用品（石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉等） ク 光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料、木炭等） (2) ～ (3) 省略	エ 身の回り品（タオル、手拭、地下足袋、靴下、サンダル等） オ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等） カ 食器（茶わん、皿、はし等） キ 日用品（石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉等） ク 光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料、木炭等） (2) ～ (3) 省略
169	2 応急仮設住宅 応急仮設住宅の建設は、災害救助法が適用されない場合にあっては、災害救助法に準じて行うものとする。 (1) ～ (3) 省略 (4) 応急仮設住宅の運営管理 ア 町は、各応急仮設住宅の適切な管理運営を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。 イ 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。 (5) 省略	2 応急仮設住宅 応急仮設住宅の建設は、災害救助法が適用されない場合にあっては、災害救助法に準じて行うものとする。 (1) ～ (3) 省略 (4) 応急仮設住宅の運営管理 ア 町は、各応急仮設住宅の適切な管理運営を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子ども、若者を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。 イ 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。 (5) 省略

172	1 他の市町村に対する応援要請 町長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするときは、災害対策基本法第 67 条に基づき、他の市町村長に対して応援を要請することができる。また、災害対策基本法第 68 条により知事に対して応援を要請することができる。その際、次の事項を明らかにし、とりあえず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。 (1) 災害の状況 (2) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 (3) 応援を必要とする職員の職種別人員数 (4) 応援を必要とする場所及び期間 (5) その他職員の応援について必要な事項	1 他の市町村及び県に対する応援要請 町長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするときは、災害対策基本法第 67 条に基づき、他の市町村長に対して応援を要請することができる。また、災害対策基本法第 68 条により知事に対して応援を要請することができる。その際、次の事項を明らかにし、とりあえず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。 (1) 災害の状況 (2) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 (3) 応援を必要とする職員の職種別人員数 (4) 応援を必要とする場所及び期間 (5) その他職員の応援について必要な事項
176	3 保健衛生活動 被災者の健康管理及び食品等の衛生の確保対策について、保健衛生活動の実施計画を作成し、関係機関と連携した活動を実施する。 (1) 被災者の健康状態の把握 必要人員を確保し、避難所を中心に健康状態を把握し、被災者の健康管理と心のケアを含めた保健活動を行う。 避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWAT）を避難所へ派遣する。 (2) ～ (3) 省略	3 保健衛生活動 被災者の健康管理及び食品等の衛生の確保対策について、保健衛生活動の実施計画を作成し、関係機関と連携した活動を実施する。 (1) 被災者の健康状態の把握 必要人員を確保し、避難所を中心に健康状態を把握し、被災者の健康管理と心のケアを含めた保健活動を行う。 避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWAT）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者へ派遣する。 (2) ～ (3) 省略